

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第41号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|--|
| 1 | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）</p> <p>第2条、<u>第2条の2</u>、第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第19条、第20条第2項及び第3項並びに第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業等取得日数に合算することとされる日数)</p> <p>第2条の3 育児休業条例<u>第2条の2第2号</u>の人事委員会規則で定める日数は、同号に規定する当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第19条の規定に基づき任命権者が定める職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第11号及び第12号の休暇に相当する休暇（当該非常勤職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員である場合にあっては、勤務時間等規則第12条第11号及び第12号の休暇）により勤務しなかった日数とする。</p> <p>(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第2条の4 育児休業条例<u>第2条の2第3号イ</u>の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 育児休業条例<u>第2条の2第3号イ</u>に規定する当該子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みをしているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その保育の実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として育児休業条例<u>第2条の2第3号イ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次の</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）</p> <p>第2条、<u>第2条の3</u>、第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第19条、第20条第2項及び第3項並びに第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業等取得日数に合算することとされる日数)</p> <p>第2条の3 育児休業条例<u>第2条の3第2号</u>の人事委員会規則で定める日数は、同号に規定する当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第19条の規定に基づき任命権者が定める職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第11号及び第12号の休暇に相当する休暇（当該非常勤職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員である場合にあっては、勤務時間等規則第12条第11号及び第12号の休暇）により勤務しなかった日数とする。</p> <p>(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第2条の4 育児休業条例<u>第2条の3第3号イ</u>の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 育児休業条例<u>第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みをしているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その保育の実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として育児休業条例<u>第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親（<u>当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者</u>（当該請求に係る家事審判事件が裁判</p> |

いずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めるようとする日の1月（育児休業条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(部分休業の承認)

第18条 育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める職員及び人事委員会規則で定める時間は、勤務時間等規則第12条第13号の特別休暇を請求した職員及び当該特別休暇の時間とする。

2 育児休業条例第20条第3項の人事委員会規則で定める場合及び人事委員会規則で定める時間は、非常勤職員が、勤務時間等条例第19条の規定に基づき任命権者が定める勤務時間等規則第12条第13号の休暇に相当する休暇を承認されている場合及び当該休暇の時間とする。

別記様式（第14条関係）

[略]

所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望しているもの若しくは同条第2項に規定する養育里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望しているもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。)である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつて当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めるようとする日の1月（育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(部分休業の承認)

第18条 育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める職員及び人事委員会規則で定める時間は、介護時間（勤務時間等条例第16条の2第1項の介護時間をいう。以下この条において同じ。）又は勤務時間等規則第12条第13号の特別休暇の承認を受けて勤務しない職員及び当該介護時間又は当該特別休暇の時間とする。

2 育児休業条例第20条第3項の人事委員会規則で定める場合及び人事委員会規則で定める時間は、非常勤職員が、勤務時間等条例第19条の規定に基づき任命権者が定める介護時間又は勤務時間等規則第12条第13号の休暇に相当する休暇を承認されている場合及び当該介護時間又は当該休暇の時間とする。

別記様式（第14条関係）

[略]

| | | |
|------|-----|--|
| 請求 | [略] | |
| に係る子 | 続柄 | |
| | [略] | |
| [略] | | |

備考1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2・3 [略]

4 「備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記載すること。

5・6 [略]

[略]

| | | |
|------|-----|--|
| 請求 | [略] | |
| に係る子 | 続柄等 | |
| | [略] | |
| [略] | | |

備考1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合にあっては、その事実。備考4において同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2・3 [略]

4 「備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記載すること。

5・6 [略]

[略]

2 （育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第2条の4 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの若しくは同

（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第2条の4 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若し

条第2項に規定する養育里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
ア～エ [略]

くは同条第1号に規定する養育里親であって養子縁組里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
ア～エ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の職員の育児休業等に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。